

○ 茨城県特定金属類取扱業に関する条例施行規則（令和6年12月12日茨城県公安委員会規則第16号）新旧対照表

（下線部分が改正部分）

改正案	現行
<p>（定義）</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>書留郵便等</u> 書留郵便若しくは<u>その取扱いにおいて引受け及び配達</u>の記録をする郵便又はこれらに準ずるものをいう。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>写真付き本人確認書類</u> 第18条第1項第1号又は第3号に規定する書類をいう。</p> <p>(4) <u>本人確認用画像情報</u> 自然人又はその現に当該買受け等に係る取引の任に当たっている自然人（以下「取引の任に当たっている自然人」という。）に特定金</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>電子署名</u> <u>電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号。次号において「電子署名法」という。）第2条第1項の電子署名をいう。</u></p> <p>(2) <u>電子証明書</u> <u>自然人にあっては、電子署名法第8条に規定する認定認証事業者が作成した電子証明書（電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号）第4条第1号に規定する電子証明書をいう。）であって氏名、住所及び生年月日の記録のあるもの又は電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する署名用電子証明書をいい、法人にあっては、商業登記法（昭和38年法律第125号）第12条の2第1項及び第3項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書をいう。</u></p> <p>(3) <u>書留郵便等</u> <u>書留郵便若しくは配達記録郵便（その取扱いにおいて引受け及び配達</u>の記録をする郵便をいう。）又はこれらに準ずるものをいう。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) <u>本人限定受取郵便等</u> <u>その取扱いにおいて名宛人本人若しくは差出人の指定した名宛人に代わって受け取ることができる者に限り交付する郵便又はこれに準ずるものをいう。</u></p> <p>(6) <u>特定事項伝達型本人限定受取郵便等</u> <u>本人限定受取郵便等であって、差出人に代わって名宛人本人の住居を確認し、名宛人本人から写真付き本人確認書類（次号に規定する書類をいう。）の提示を受け、かつ、取引記録の作成に関し必要な事項を差出人に伝達する措置がとられているものをいう。</u></p> <p>(7) <u>写真付き本人確認書類</u> 第17条第1項第1号又は第3号（同項第1号イ及びエに掲げるものを除く。）に規定する書類をいう。</p> <p>(8) <u>本人確認用画像情報</u> 自然人又はその代表者等（法人の代表者が当該法人のために特定金属類取扱業者との間で契約をしようとするときその他の当該特定金</p>

属類取扱業者が提供するソフトウェアを使用して撮影をさせた当該自然人又はその取引の任に当たっている自然人の容貌の画像情報をいう。

- (5) 特定本人確認用画像情報 自然人又はその取引の任に当たっている自然人に特定金属類取扱業者が提供するソフトウェアを使用して撮影をさせた当該自然人又はその取引の任に当たっている自然人の容貌及び写真付き本人確認書類の画像情報であって、当該写真付き本人確認書類に係る画像情報が、当該写真付き本人確認書類に記載されている氏名、住居及び生年月日、当該写真付き本人確認書類に貼り付けられた写真並びに当該写真付き本人確認書類の厚みその他の特徴を確認することができるものをいう。

2 (略)

(アルミニウム、鉄、銅又はこれらの合金を回収することができる製品)

第3条 条例第2条第1項第2号の公安委員会規則で定める製品は、次に掲げるものとする。

- (1) (略)
- (2) エアコンディショナーの室外ユニット及び電気温水機器のヒートポンプ
- (3) (略)

(暴力的不法行為その他の罪に当たる行為)

第6条 条例第4条第4号の公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。

- (1) 爆発物取締罰則(明治17年太政官布告第32号)第1条から第3条までに規定する罪
- (2) 刑法(明治40年法律第45号)第95条、第96条の2から第96条の4まで、第96条の5(第96条の2から第96条の4までに係る部分に限る。)、第96条の6第1項、第103条、第104条、第105条の2、第175条、第177条第1項若しくは第3項、第179条第2項、第180条(第177条第1項及び第3項並びに第179条第2項に係る部分に限る。以下この号において同じ。)、第181条第2項(第177条第1項及び第

属類取扱業者との間で現に契約の締結の任に当たっている自然人が当該契約の相手方と異なるときの当該契約の締結の任に当たっている自然人をいう。以下同じ。)に特定金属類取扱業者が提供するソフトウェアを使用して撮影をさせた当該自然人又はその代表者等の容貌の画像情報をいう。

- (9) 特定本人確認用画像情報 自然人又はその代表者等に特定金属類取扱業者が提供するソフトウェアを使用して撮影をさせた当該自然人又はその代表者等の容貌及び写真付き本人確認書類の画像情報であって、当該写真付き本人確認書類に係る画像情報が、当該写真付き本人確認書類に記載されている氏名、住居及び生年月日、当該写真付き本人確認書類に貼り付けられた写真並びに当該写真付き本人確認書類の厚みその他の特徴を確認することができるものをいう。

2 (略)

(アルミニウム、鉄、銅又はこれらの合金を回収することができる製品)

第3条 条例第2条第1項第2号の公安委員会規則で定める製品は、次に掲げるものとする。

- (1) (略)
- (2) エアコンディショナーの室外機
- (3) (略)

3項、第179条第2項並びに第180条に係る部分に限る。）、第182条第3項、第185条から第187条まで、第199条、第201条、第203条（第199条に係る部分に限る。）、第204条、第205条、第208条、第208条の2、第220条から第223条まで、第225条から第226条の3まで、第227条第1項（第225条及び第226条から第226条の3までに係る部分に限る。以下この号において同じ。）から第4項まで、第228条（第225条、第225条の2第1項、第226条から第226条の3まで並びに第227条第1項から第3項まで及び第4項前段に係る部分に限る。）、第228条の3、第234条、第235条の2から第237条まで、第240条（第236条に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第241条第1項（第236条に係る部分に限る。）若しくは第3項（第236条に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第243条（第235条の2、第236条、第240条及び第241条第3項に係る部分に限る。）、第246条（第60条の規定が適用される場合に限る。以下この号において同じ。）、第246条の2（第60条の規定が適用される場合に限る。以下この号において同じ。）、第249条、第250条（第246条、第246条の2及び第249条に係る部分に限る。）又は第258条から第261条までに規定する罪

- (3) 暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）に規定する罪
- (4) 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和5年法律第9号）第2条（刑法第236条及び第243条（第236条に係る部分に限る。以下この号において同じ。）に係る部分に限る。）、第3条（刑法第236条及び第243条に係る部分に限る。）又は第4条（刑法第236条に係る部分に限る。）に規定する罪
- (5) 労働基準法（昭和22年法律第49号）第117条又は第118条第1項（第6条及び第56条に係る部分に限る。）に規定する罪
- (6) 職業安定法（昭和22年法律第141号）第63条、第64条第1号、第1号の2（第30条第1項、第32条の6第2項（第33条第4項において準用する場合を含む。）及び第33条第1項に係る部分に限る。）、第4号、第5号若しくは第10号又は第66条第1号若しくは第3号に規定する罪
- (7) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第60条第1項又は第2項（第34条第1項第4号の2、第5号、第7号及び第9号に係る部分に限る。）に規定する罪
- (8) 金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第197条の2第1項第10号の4、第10号の5若しくは第10号の8から第12号まで、第198条第1項第1号、第3号、第

3号の3若しくは第4号から第7号まで、第198条の4、第198条の5第2号の2（第57条の20第1項に係る部分に限る。）、第198条の6第1号（第29条の2第1項から第3項まで、第59条の2第1項及び第3項、第60条の2第1項及び第3項、第66条の2、第66条の28、第66条の51、第81条、第102条の15、第106条の11、第155条の2、第156条の3、第156条の20の3、第156条の20の17、第156条の24第2項から第4項まで並びに第156条の40に係る部分に限る。）若しくは第11号の5、第200条第12号の3、第13号若しくは第17号（第106条の3第1項及び第4項、第106条の17第1項及び第3項並びに第156条の5の5第1項及び第4項に係る部分に限る。）、第205条第9号、第13号（第106条の3第3項（第106条の10第4項及び第106条の17第4項において準用する場合を含む。）及び第156条の5の5第3項に係る部分に限る。）若しくは第16号、第205条の2の3第1項第1号（第31条第1項、第57条の14、第60条の5第1項、第63条第8項（第63条の3第2項において準用する場合を含む。）、第63条の9第7項（第63条の11第2項において準用する場合を含む。）、第66条の5第1項、第66条の31第1項、第66条の54第1項及び第156条の55第1項に係る部分に限る。）、第2号（第31条の3及び第66条の6に係る部分に限る。）若しくは第4号（第36条の2第3項及び第66条の8第3項に係る部分に限る。）又は第206条第1項第2号（第149条第2項前段（第153条の4において準用する場合を含む。）及び第155条の7に係る部分に限る。）、第7号（第156条の13に係る部分に限る。）、第9号（第156条の20の11及び第156条の20の21第2項に係る部分に限る。）若しくは第10号（第156条の28第3項に係る部分に限る。）に規定する罪

(9) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第49条第5号若しくは第6号、第50条第1号若しくは第2号、第51条第1項第4号（第22条第1項第3号及び第4号（第31条の23及び第32条第3項において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）、第5号（第28条第12項第3号に係る部分に限る。）、第6号、第8号（第31条の13第2項第3号及び第4号に係る部分に限る。）、第9号若しくは第10号又は第53条第1号に規定する罪

(10) 大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和23年法律第124号）第24条、第24条の3又は第24条の4に規定する罪

(11) 船員職業安定法（昭和23年法律第130号）第112条第1号、第2号（第34条第

- 1項、第55条第1項及び第60条第2項に係る部分に限る。）若しくは第5号又は第114条第2号若しくは第3号（第61条第1項に係る部分に限る。）に規定する罪
- (12) 競馬法（昭和23年法律第158号）第30条第3号又は第34条に規定する罪
- (13) 自転車競技法（昭和23年法律第209号）第56条第2号又は第58条第3号に規定する罪
- (14) 建設業法（昭和24年法律第100号）第47条第1項第1号若しくは第3号又は第50条第1項第1号、第2号（第11条第1項及び第3項（第17条において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）若しくは第3号に規定する罪
- (15) 弁護士法（昭和24年法律第205号）第77条第3号又は第4号に規定する罪
- (16) 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第58条第1号から第4号まで又は第59条第2号（第21条に係る部分に限る。）、第4号若しくは第5号に規定する罪
- (17) 小型自動車競走法（昭和25年法律第208号）第61条第2号又は第63条第3号に規定する罪
- (18) 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第24条第1号（第3条に係る部分に限る。）に規定する罪
- (19) 港湾運送事業法（昭和26年法律第161号）第34条第1号に規定する罪
- (20) 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）第245条第3号又は第246条第1号（第191条第1項に係る部分に限る。）若しくは第8号に規定する罪
- (21) モーターボート競走法（昭和26年法律第242号）第65条第2号又は第68条第3号に規定する罪
- (22) 覚醒剤取締法（昭和26年法律第252号）第41条、第41条の2、第41条の3第1項第1号、第3号若しくは第4号、第2項（同条第1項第1号、第3号及び第4号に係る部分に限る。）若しくは第3項（同条第1項第1号、第3号及び第4号並びに第2項（同条第1項第1号、第3号及び第4号に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第41条の4第1項第3号から第5号まで、第2項（同条第1項第3号から第5号までに係る部分に限る。）若しくは第3項（同条第1項第3号から第5号まで及び第2項（同条第1項第3号から第5号までに係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第41条の6、第41条の7、第41条の9から第41条

の11まで又は第41条の13に規定する罪

(23) 旅券法(昭和26年法律第267号)第23条第1項第1号、第2項(同条第1項第1号に係る部分に限る。以下この号において同じ。)又は第3項(同条第1項第1号及び第2項に係る部分に限る。)に規定する罪

(24) 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第74条から第74条の6まで、第74条の6の2第1項第1号若しくは第2号若しくは第2項、第74条の6の3(第74条の6の2第1項第1号及び第2号並びに第2項に係る部分に限る。)又は第74条の8に規定する罪

(25) 宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第79条第1号若しくは第2号、第82条第1号、第2号(第12条第2項に係る部分に限る。)若しくは第3号又は第83条第1項第1号(第9条及び第53条(第63条の3第2項において準用する場合を含む。))に係る部分に限る。)に規定する罪

(26) 酒税法(昭和28年法律第6号)第54条第1項若しくは第2項又は第56条第1項第1号、第5号若しくは第7号に規定する罪

(27) 麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)第64条から第66条まで、第66条の2(第27条第1項及び第5項に係る部分に限る。)、第66条の3から第68条の2まで、第69条の2、第69条の4、第69条の5、第70条第14号又は第72条第4号に規定する罪

(28) 武器等製造法(昭和28年法律第145号)第31条、第31条の2又は第31条の3第1号若しくは第4号に規定する罪

(29) 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年法律第195号)第5条に規定する罪

(30) 売春防止法(昭和31年法律第118号)第6条、第7条第2項若しくは第3項(同条第2項に係る部分に限る。)、第8条第1項(第7条第2項に係る部分に限る。)又は第10条から第13条までに規定する罪

(31) 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第31条から第31条の4まで、第31条の7から第31条の9まで、第31条の11第1項第1号若しくは第2号若しくは第2項、第31条の12、第31条の13、第31条の15、第31条の16第1項第1号から第3号まで若しくは第2項、第31条の17、第31条の18第1項若しくは第2項第2号、第32条第1号、第3号、第4号若しくは第7号又は第35条第2号(第22条の

2第1項及び第22条の4に係る部分に限る。)に規定する罪

(32) 割賦販売法(昭和36年法律第159号)第49条第2号、第3号若しくは第6号又は第53条の2第1号(第33条の3第1項、第35条の2の13第1項、第35条の3の28第1項及び第35条の17の6第1項に係る部分に限る。)に規定する罪

(33) 著作権法(昭和45年法律第48号)第119条第2項第3号に規定する罪

(34) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第25条第1項第1号、第2号、第8号、第9号、第13号若しくは第14号若しくは第2項(同条第1項第14号に係る部分に限る。)、第26条第3号、第4号若しくは第6号(第25条第1項第14号に係る部分に限る。)、第29条第1号(第7条の2第4項(第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。))及び第9条第6項(第15条の2の6第3項において読み替えて準用する場合を含む。))に係る部分に限る。))又は第30条第2号(第7条の2第3項(第14条の2第3項及び第14条の5第3項において準用する場合を含む。))、第9条第3項(第15条の2の6第3項において準用する場合を含む。))及び第9条の7第2項(第15条の4において準用する場合を含む。))に係る部分に限る。))に規定する罪

(35) 火災びんの使用等の処罰に関する法律(昭和47年法律第17号)第2条又は第3条に規定する罪

(36) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和51年法律第33号)第49条第1号又は第51条第4号若しくは第6号に規定する罪

(37) 銀行法(昭和56年法律第59号)第61条第1号、第62条の2第1号又は第63条の3第2号(第52条の78第1項に係る部分に限る。))に規定する罪

(38) 貸金業法(昭和58年法律第32号)第47条第1号若しくは第2号、第47条の3第1項第1号、第2号(第11条第2項に係る部分に限る。))若しくは第3号、第48条第1項第1号の3(第24条第2項、第24条の2第2項、第24条の3第2項、第24条の4第2項及び第24条の5第2項において準用する第12条の7に係る部分に限る。))、第3号の3(第24条第2項、第24条の2第2項、第24条の3第2項、第24条の4第2項及び第24条の5第2項において準用する第16条の3第1項に係る部分に限る。))、第4号の2、第5号(第24条第2項、第24条の2第2項、第24条の3第2項、第24条の4第2項及び第24条の5第2項において準用する第20条第3項に係る部分に限る。))、第5号の2、第5号の3若しくは第9号の8、

第49条第7号、第50条第1項第1号（第8条第1項に係る部分に限る。）若しくは第2号又は第50条の2第6号（第41条の55第1項に係る部分に限る。）に規定する罪

(39) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第59条第1号（第4条第1項に係る部分に限る。）から第3号まで又は第61条第1号若しくは第2号（第11条第1項に係る部分に限る。）に規定する罪

(40) 港湾労働法（昭和63年法律第40号）第48条第1号又は第51条第2号（第18条第2項において準用する第12条第2項に規定する申請書及び第18条第2項において準用する第12条第3項に規定する書類に係る部分を除く。）若しくは第3号（第19条第1項に係る部分に限る。）に規定する罪

(41) 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成3年法律第94号。以下この号及び第47号において「麻薬特例法」という。）第3章に規定する罪のうち、次に掲げる罪

ア 麻薬特例法第5条に規定する罪のうち、次に掲げる行為に係る罪

(7) 大麻草の栽培の規制に関する法律第24条に規定する罪に当たる行為をすること。

(イ) 覚醒剤取締法第41条又は第41条の2に規定する罪に当たる行為をすること。

(ウ) 麻薬及び向精神薬取締法第64条、第64条の2、第65条、第66条、第66条の3又は第66条の4に規定する罪に当たる行為をすること。

イ 麻薬特例法第6条又は第7条に規定する罪

ウ 麻薬特例法第8条第1項に規定する罪のうち、次に掲げる罪に係る罪

(7) ア又はオに掲げる罪

(イ) 覚醒剤取締法第41条に規定する罪

(ウ) 麻薬及び向精神薬取締法第64条、第65条又は第66条の3に規定する罪

エ 麻薬特例法第8条第2項に規定する罪のうち、次に掲げる罪に係る罪

(7) ア又はオに掲げる罪

(イ) 覚醒剤取締法第41条の2に規定する罪

- (ウ) 麻薬及び向精神薬取締法第64条の2、第66条又は第66条の4に規定する罪  
オ 麻薬特例法第9条に規定する罪のうち、次に掲げる罪に係る罪  
(ア) ア又はイに掲げる罪  
(イ) 大麻草の栽培の規制に関する法律第24条、第24条の3又は第24条の4に規定する罪  
(ウ) 覚醒剤取締法第41条、第41条の2、第41条の6、第41条の9又は第41条の11に規定する罪  
(エ) 麻薬及び向精神薬取締法第64条、第64条の2、第65条、第66条、第66条の3から第68条の2まで、第69条の2、第69条の4又は第69条の5に規定する罪
- (42) 不動産特定共同事業法（平成6年法律第77号）第77条第1号、第2号若しくは第5号から第7号まで、第82条第1号若しくは第5号又は第84条第1号（第58条第4項に係る部分を除く。）若しくは第3号に規定する罪
- (43) 保険業法（平成7年法律第105号）第315条第6号、第315条の2第4号から第6号（第272条の35第5項に係る部分に限る。）まで、第316条の3第1号、第317条の2第3号、第319条第9号又は第320条第9号（第308条の18第1項に係る部分に限る。）に規定する罪
- (44) 資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第294条第1号（第4条第1項に係る部分に限る。）、第3号若しくは第12号（第4条第2項から第4項まで（これらの規定を第11条第5項において準用する場合を除く。）及び第9条第2項（第227条第2項において準用する場合を除く。）に係る部分に限る。）又は第295条第2号（第209条第2項（第286条第1項において準用する場合を含む。）において準用する第219条の規定による命令に係る部分を除く。）に規定する罪
- (45) 債権管理回収業に関する特別措置法（平成10年法律第126号）第33条第1号若しくは第2号、第34条第1号若しくは第3号又は第35条第1号、第2号、第5号、第6号若しくは第8号に規定する罪
- (46) 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）第5条、第6条、第7条第2項から第8項まで又は第8条に規定する罪

(47) 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成11年法律第136号。以下この号において「組織的犯罪処罰法」という。）第2章に規定する罪のうち、次に掲げる罪

ア 組織的犯罪処罰法第3条第1項に規定する罪のうち、同項第2号から第10号まで又は第12号から第15号までに規定する罪に当たる行為に係る罪

イ 組織的犯罪処罰法第3条第2項に規定する罪のうち、同条第1項第2号から第4号まで、第7号から第10号まで、第12号、第14号又は第15号に規定する罪に係る罪

ウ 組織的犯罪処罰法第4条に規定する罪のうち、組織的犯罪処罰法第3条第1項第7号、第9号、第10号（刑法第225条の2第1項に係る部分に限る。）、第13号又は第14号に規定する罪に係る罪

エ 組織的犯罪処罰法第6条に規定する罪

オ 組織的犯罪処罰法第6条の2第1項又は第2項に規定する罪のうち、次に掲げる罪に当たる行為に係る罪

(ア) 爆発物取締罰則第3条に規定する罪

(イ) 刑法第177条第1項若しくは第3項、第204条、第225条、第226条、第226条の2第1項、第4項若しくは第5項、第226条の3、第227条第1項（第225条及び第226条から第226条の3までに係る部分に限る。）、第3項若しくは第4項、第235条の2、第236条又は第246条の2に規定する罪

(ウ) 労働基準法第117条に規定する罪

(エ) 職業安定法第63条に規定する罪

(オ) 児童福祉法第60条第1項に規定する罪

(カ) 金融商品取引法第197条の2第1項第10号の4、第10号の5若しくは第10号の8から第12号までに規定する罪

(キ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第49条第5号又は第6号に規定する罪

(ク) 大麻草の栽培の規制に関する法律第24条第1項に規定する罪

(ケ) 競馬法第30条第3号に規定する罪

(コ) 自転車競技法第56条第2号に規定する罪

(ク) 小型自動車競走法第61条第2号に規定する罪

- (シ) モーターボート競走法第65条第2号に規定する罪
- (ス) 覚醒剤取締法第41条第1項、第41条の2第1項若しくは第2項、第41条の3第1項第1号、第3号若しくは第4号若しくは第2項(同条第1項第1号、第3号及び第4号に係る部分に限る。)又は第41条の4第1項第3号から第5号までに規定する罪
- (セ) 旅券法第23条第1項第1号に規定する罪
- (ソ) 出入国管理及び難民認定法第74条第1項、第74条の2第2項、第74条の4第1項、第74条の6の2第2項又は第74条の8第2項に規定する罪
- (タ) 麻薬及び向精神薬取締法第64条第1項、第64条の2第1項若しくは第2項、第64条の3第1項若しくは第2項、第65条第1項若しくは第2項、第66条第1項、第66条の2第1項(第27条第1項及び第5項に係る部分に限る。)、第66条の3第1項又は第66条の4第2項に規定する罪
- (チ) 武器等製造法第31条第1項、第31条の2第1項又は第31条の3第4号(猟銃の製造に係る部分に限る。)に規定する罪
- (ツ) 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第5条に規定する罪
- (テ) 売春防止法第8条第1項(第7条第2項に係る部分に限る。)、第11条第2項、第12条又は第13条に規定する罪
- (ト) 銃砲刀剣類所持等取締法第31条第1項(拳銃等の発射に係るものを除く。)、第2項若しくは第3項、第31条の2第1項、第31条の3第1項(拳銃等の所持に係るものを除く。)、第2項(拳銃等の所持に係るものを除く。)、第3項若しくは第4項、第31条の4第1項若しくは第2項、第31条の7第1項、第31条の8、第31条の9第1項、第31条の11第1項第1号若しくは第2号又は第31条の13に規定する罪
- (ナ) 著作権法第119条第2項第3号に規定する罪
- (ニ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第25条第1項第1号、第2号、第8号、第9号、第13号又は第14号に規定する罪
- (ホ) 火炎びんの使用等の処罰に関する法律第2条第1項に規定する罪
- (ヘ) 貸金業法第47条第1号又は第2号に規定する罪
- (ロ) 麻薬特例法第6条第1項又は第7条に規定する罪

(ハ) 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第5条第1項、第6条第1項又は第7条第6項から第8項までに規定する罪

(ヒ) 組織的犯罪処罰法第3条第1項(同項第2号から第10号まで及び第12号から第15号までに係る部分に限る。)若しくは第2項(同条第1項第2号から第4号まで、第7号から第10号まで、第12号、第14号及び第15号に係る部分に限る。)、第7条(同条第1項第1号から第3号までに係る部分に限る。)、第7条の2第2項、第9条第1項から第3項まで、第10条第1項又は第11条に規定する罪

(7) 会社法(平成17年法律第86号)第970条第4項に規定する罪

(ハ) 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律(令和5年法律第67号)第3条第2項又は第5条第1項若しくは第2項に規定する罪

カ 組織的犯罪処罰法第7条、第7条の2又は第9条から第11条までに規定する罪

(48) 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律(平成12年法律第101号)第140条第1号、第141条第1号、第142条第1号、第148条第5号、第149条第1号(第16条第3項第1号に係る部分に限る。)又は第151条第1号、第3号若しくは第6号(第67条第1項に係る部分に限る。)に規定する罪

(49) 著作権等管理事業法(平成12年法律第131号)第29条第1号若しくは第2号又は第32条第1号に規定する罪

(50) 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第80条第1号、第2号(第9条第1項及び第11条第3項に係る部分に限る。)又は第3号(第14条に係る部分に限る。)に規定する罪

(51) 使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号)第138条第4号若しくは第5号又は第140条第2号(第63条第1項及び第71条第1項に係る部分に限る。)に規定する罪

(52) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(平成15年法律第83号)第31条(第14条第2項に係る部分に限る。)、第32条第1号又は第34条第1号若しくは第2号に規定する罪

- (53) 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号）第32条第1項（第5条に係る部分に限る。）又は第3項第1号（第8条に係る部分に限る。）若しくは第2号に規定する罪
- (54) 信託業法（平成16年法律第154号）第91条第1号から第3号まで若しくは第7号から第9号まで、第93条第1号、第2号、第9号から第12号まで、第22号、第23号、第27号若しくは第32号、第94条第5号、第96条第2号又は第97条第1号、第3号、第6号、第9号（第71条第1項に係る部分に限る。）、第11号若しくは第14号に規定する罪
- (55) 会社法第970条第2項から第4項までに規定する罪
- (56) 探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）第17条（第15条第2項に係る部分に限る。）、第18条第1号又は第19条第1号若しくは第2号に規定する罪
- (57) 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）第28条に規定する罪
- (58) 電子記録債権法（平成19年法律第102号）第95条第1号又は第97条第2号に規定する罪
- (59) 資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）第107条第2号（第37条、第41条第1項、第62条の3、第62条の7第1項及び第63条の2に係る部分に限る。）、第6号、第8号、第9号、第12号、第14号、第15号若しくは第17号から第19号まで、第109条第11号若しくは第12号、第112条第2号（第38条第1項（第41条第2項において準用する場合を含む。）及び第2項（第41条第2項において準用する場合を含む。）、第62条の4第1項（第62条の7第2項において準用する場合を含む。）及び第2項（第62条の7第2項において準用する場合を含む。）並びに第63条の3第1項及び第2項に係る部分に限る。）又は第114条第1号（第41条第3項及び第4項、第62条の7第3項及び第4項並びに第63条の6第1項及び第2項に係る部分に限る。）若しくは第7号（第63条の33第2項及び第77条に係る部分に限る。）に規定する罪
- (60) 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第2条から第6条までに規定する罪

(心身の故障により特定金属類取扱業の業務を適正に実施することができない者)  
第7条 条例第4条第13号の公安委員会規則で定める者は、精神機能の障害により、特定金属類取扱業の業務を適正に実施するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(許可の申請)

第8条 条例第5条 (条例第6条第4項において準用する場合を含む。次項及び第3項において同じ。)の申請書は、特定金属類取扱業許可(許可更新)申請書(別記様式第1号) (第4項において単に「申請書」という。)とする。

2 (略)

3 条例第5条の公安委員会規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 申請者が個人である場合には、次に掲げる書類

ア 最近5年間の略歴を記載した書面及び住民票の写し(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第5号に掲げる事項(外国人にあっては、同法第30条の45に規定する国籍等(第16条において単に「国籍等」という。))を記載したものに限る。)

イ 条例第4条各号(第15号を除く。)に掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

ウ・エ (略)

(2) 申請者が法人である場合には、次に掲げる書類

ア 定款及び当該法人の設立の登記に係る登記事項証明書(商業登記法(昭和38年法律第125号)第10条第1項の登記事項証明書をいう。次条第2項及び第18条第1項第2号アにおいて同じ。)

イ (略)

ウ 条例第4条第1号、第3号から第5号まで、第7号から第12号まで及び第15号に掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

4 盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律施行規則(令和8年国家公安委員会規則第8号。次条第3項において「国家公安委員会規則」という。)第1条第1項の営業開始届出書(以下この項及び次条第3項において単に「開始届出書」という。)と申請書を同時に提出する場合において、それらに添付しなければならない

(心身の故障により特定金属類取扱業の業務を適正に実施することができない者)  
第6条 条例第4条第11号の公安委員会規則で定める者は、精神機能の障害により、特定金属類取扱業の業務を適正に実施するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(許可の申請)

第7条 条例第5条 (条例第6条第4項において準用する場合を含む。次項及び第3項において同じ。)の申請書は、特定金属類取扱業許可(許可更新)申請書(別記様式第1号)とする。

2 (略)

3 条例第5条の公安委員会規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 申請者が個人である場合には、次に掲げる書類

ア 履歴書及び住民票の写し(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第5号に掲げる事項(外国人にあっては、同法第30条の45に規定する国籍等)を記載したものに限る。)

イ 条例第4条各号(第13号を除く。)に掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

ウ・エ (略)

(2) 申請者が法人である場合には、次に掲げる書類

ア 定款及び当該法人の設立の登記に係る登記事項証明書(商業登記法第10条第1項に規定する登記事項証明書をいう。第17条第1項第2号アにおいて同じ。)

イ (略)

ウ 条例第4条第1号、第3号から第9号まで、第13号及び第14号に掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

いこととされる書類のうち同一の内容となるものがあるときは、当該同一の内容となる書類については、その1部を開始届出書に添付すれば足りるものとする。

(変更の届出)

第9条 条例第8条第1項の規定による変更の届出は、変更届出書（別記様式第2号）に第8条第3項に規定する書類のうち当該変更事項に係る書類を添付して提出することにより行わなければならない。

2 前項の変更届出書は、次の各号に掲げる届出者の区分に応じ、当該各号に掲げる警察署長を経由して、当該変更の日から14日（当該届出に登記事項証明書を添付すべき場合にあつては、20日）以内に提出しなければならない。

(1) (略)

(2) 県内に行商の本拠となる事務所又は住所を有しない者 第8条第2項第2号の規定により経由した警察署長

3 前条第4項の規定は、開始届出書又は国家公安委員会規則第2条第1項第2号の届出事項変更届出書と第1項の変更届出書を同時に提出する場合において準用する。

(廃止等の届出)

第10条 条例第9条第1項の規定による届出は、主たる営業所の所在地の所轄警察署長（県内に行商の本拠となる事務所又は住所を有しない者にあつては第8条第2項第2号の規定により経由した警察署長）を経由して廃止等届出書（別記様式第3号）を提出することにより行わなければならない。

(行商の証明書の様式)

第11条 (略)

(標識の様式)

第12条 (略)

(公衆の閲覧)

(変更の届出)

第8条 条例第8条の規定による変更の届出は、変更届出書（別記様式第2号）に第7条第3項に規定する書類のうち当該変更事項に係る書類を添付して提出することにより行わなければならない。

2 前項の変更届出書は、次の各号に掲げる届出者の区分に応じ、当該各号に掲げる警察署長を経由して提出しなければならない。

(1) (略)

(2) 県内に行商の本拠となる事務所又は住所を有しない者 第7条第2項第2号の規定により経由した警察署長

(廃止等の届出)

第9条 条例第9条第1項の規定による届出は、主たる営業所の所在地の所轄警察署長（県内に行商の本拠となる事務所又は住所を有しない者にあつては第7条第2項第2号の規定により経由した警察署長）を経由して廃止等届出書（別記様式第3号）を提出することにより行わなければならない。

(行商の証明書の様式)

第10条 (略)

(標識の様式)

第11条 (略)

(公衆の閲覧)

第13条 (略)

(本人確認の方法)

第14条 条例第14条第1項の公安委員会規則で定める方法は、次の各号に掲げる相手方の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。

- (1) 自然人である買受け等の相手方(条例第14条第3項の規定により相手方とみなされる自然人を含み、次号に掲げる者を除く。) 次に掲げる方法のいずれか  
ア 当該相手方又はその取引の任に当たっている自然人から当該相手方の写真付き本人確認書類の提示を受ける方法

イ 当該相手方又はその取引の任に当たっている自然人から、特定金属類取扱業者が提供するソフトウェアを使用して、当該相手方の特定本人確認用画像情報の送信を受ける方法

ウ 当該相手方又はその取引の任に当たっている自然人から、特定金属類取扱業者が提供するソフトウェアを使用して、当該相手方の本人確認用画像情報の送信を受けるとともに、当該相手方又はその取引の任に当たっている自然人から当該相手方の写真付き本人確認書類(氏名、住居、生年月日及び写真の情報が記録されている半導体集積回路(半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和60年法律第43号)第2条第1項に規定する半導体集積回路をいう。以下同じ。))が組み込まれたものに限る。第17条第3号において同じ。)に組み込まれた半導体集積回路に記録された当該情報の送信を受ける方法

エ 当該相手方から、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)第2条

第12条 (略)

(本人確認の方法)

第13条 条例第14条第1項の公安委員会規則で定める方法は、次の各号に掲げる相手方の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

- (1) 自然人(条例第14条第3項の規定により相手方とみなされる自然人を含み、次号に掲げる者を除く。) 次に掲げる方法のいずれか

ア 当該自然人又はその代表者等から第17条第1項第1号ア若しくはウに掲げる書類又は同項第3号に規定する書類(同項第1号ウに掲げる書類にあっては、一を限り発行又は発給されたものに限る。)であって当該自然人の写真があるものの提示を受ける方法

イ 当該自然人又はその代表者等から第17条第1項第1号イからエまでに掲げる書類(同項第1号ウに掲げる書類にあっては、一を限り発行又は発給されたものを除く。)の提示を受けるとともに、当該書類に記載されている相手方の住居に宛てて、当該買受け等に係る見積書その他の当該自然人との取引に係る文書(以下「取引関係文書」という。)を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

ウ 当該自然人又はその代表者等から、特定金属類取扱業者が提供するソフトウェアを使用して、特定本人確認用画像情報の送信を受ける方法

エ 当該自然人又はその代表者等から、特定金属類取扱業者が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報の送信を受けるとともに、当該自然人又はその代表者等の写真付き本人確認書類(氏名、住居、生年月日及び写真の情報が記録されている半導体集積回路(半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和60年法律第43号)第2条第1項に規定する半導体集積回路をいう。以下同じ。))が組み込まれたものに限る。)に組み込まれた半導体集積回路に記録された当該情報の送信を受ける方法

第8項に規定するカード代替電磁的記録を構成する電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）のうち、当該相手方の氏名、住居、生年月日及び写真の情報が記録されているもの（以下「特定電磁的記録」という。）の送信（番号利用法第18条の3第1項の認定を受けたプログラムを用いて行うものに限る。第17条第4号及び第23条第1項第5号において同じ。）を受けるとともに、当該特定電磁的記録が当該送信を行った当該相手方のものであることの確認（番号利用法第18条の4第1項の規定により提供されるプログラム又は同条第2項の認定を受けたプログラムを用いて行うものに限る。第17条第4号及び第23条第1項第5号において同じ。）を行う方法

- オ 当該相手方から、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号。以下「電子署名法」という。）第4条第1項に規定する認定を受けた者が発行し、かつ、その認定に係る業務の用に供する電子証明書（当該相手方の氏名、住居及び生年月日の記録のあるものに限る。キ、第17条第5号及び第7号において同じ。）及び当該電子証明書により確認される電子署名法第2条第1項に規定する電子署名が行われた買受け等に関する情報の送信を受ける方法
- カ 当該相手方から、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。）第3条第6項又は第16条の2第6項の規定に基づき地方公共団体情報システ

- オ 当該自然人又はその代表者等から第17条第1項第1号イ若しくはエに掲げる書類又は同項第3号に規定する書類（一を限り発行又は発給されたものを除く。）の送付を受けるとともに、当該書類に記載されている相手方の住居に宛てて、取引関係文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法
- カ 当該自然人又はその代表者等から第17条第1項第1号又は第3号に規定する書類の写しの送付を受けるとともに、当該写しに記載されている相手方の住居に宛てて、取引関係文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法
- キ 特定事項伝達型本人限定受取郵便等により、当該自然人に対して、取引関係文書を送付する方法
- ク 当該自然人から電子証明書及び当該電子証明書により確認される電子署名が行われた特定金属類の取引に関する情報の送信を受ける方法

ム機構が発行した署名用電子証明書及び当該署名用電子証明書により確認される公的個人認証法第2条第1項の電子署名が行われた買受け等に関する情報の送信を受ける方法(特定金属類取扱業者が公的個人認証法第17条第4項に規定する署名検証者である場合に限る。第17条第6号において同じ。)

キ 当該相手方から、公的個人認証法第17条第1項第5号に掲げる内閣総理大臣及び総務大臣の認定を受けた者であって、同条第4項に規定する署名検証者である者が発行し、かつ、当該認定を受けた者が行う電子署名法第2条第3項に規定する特定認証業務の用に供する電子証明書及び当該電子証明書により確認される同条第1項の電子署名が行われた買受け等に関する情報の送信を受ける方法

(2) 条例第14条第1項第1号の日本国内に住居を有しない外国人である買受け等の相手方 当該相手方から旅券等(出入国管理及び難民認定法第2条第5号に規定する旅券及び同条第6号に規定する乗員手帳をいい、当該相手方の氏名及び生年月日の記載があるものに限る。以下同じ。)であって、第16条に規定する事項の記載があるものの提示を受ける方法

(3) 法人である買受け等の相手方 次に掲げる方法のいずれか

ア 当該法人の取引の任に当たっている自然人から第18条第1項第2号に規定する書類の提示を受ける方法

イ 当該法人の取引の任に当たっている自然人から当該相手方の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の申告を受け、かつ、電気通信回線による登記情報の提供に関する法律(平成11年法律第226号)第3条第2項に規定する指定法人から登記情報(同法第2条第1項に規定する登記情報をいう。以下同じ。)の送信を受ける方法(当該法人の取引の任に当たっている自然人と対面しないで当該申告を受けるときは、当該方法に加え、当該相手方の本店等(本店、主たる事務所、支店(会社法第933条第3項の規定により支店とみなされるものを含む。))又は日本に営業所を設けていない外国会社の日本における代表者の住居をいう。以下この条及び第18条第2項において同じ。)に宛てて、当該買受け等の領収証書その他の当該相手方との取引に係る文書(以下「取引関係文書」という。)を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法)

ウ 当該法人の取引の任に当たっている自然人から当該相手方の名称及び本店

(2) 第14条の規定により旅券等(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第2条第5号に規定する旅券及び同条第6号に規定する乗員手帳をいい、当該自然人の氏名及び生年月日の記載があるものに限る。以下同じ。)を提示した外国人 当該外国人から、旅券等の提示を受ける方法

(3) 法人 次に掲げる方法のいずれか

ア 当該法人の代表者等から第17条第1項第2号又は第3号に規定する書類の提示を受ける方法

イ 当該法人の代表者等から第17条第1項第2号又は第3号に規定する書類の

又は主たる事務所の所在地の申告を受けるとともに、番号利用法第39条第4項の規定により公表されている当該相手方の名称及び本店又は主たる事務所の所在地（第22条第1項第2号ケ及び第23条第1項第10号において「公表事項」という。）を確認する方法（当該法人の取引の任に当たっている自然人と対面しないで当該申告を受けるときは、当該方法に加え、当該相手方の本店等に宛てて、取引関係文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法）

エ 当該法人の取引の任に当たっている自然人から第18条第1項第2号に規定する書類又はその写し（以下エにおいて「特定書類等」という。）の送付を受けるとともに、当該特定書類等に記載されている当該相手方の本店等に宛てて、取引関係文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

オ 当該法人の取引の任に当たっている自然人から、商業登記法第12条の2第1項及び第3項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書並びに当該電子証明書により確認される電子署名法第2条第1項に規定する電子署名が行われた買受け等に関する情報の送信を受ける方法

2 特定金属類取扱業者は、前項第3号イからエまでに掲げる方法（同号イ及びウに掲げる場合にあつては、括弧書に規定する方法に限る。）により本人特定事項の確認を行う場合においては、当該相手方の本店等に代えて、当該相手方の取引の任に当たっている自然人から、当該相手方の営業所であると認められる場所の記載がある当該相手方の本人確認書類（第18条第1項に規定する書類をいう。以下第2項及び第3項において同じ。）若しくは当該相手方の現在の住居若しくは営業所であると認められる場所が記載された次の各号に掲げる書類のいずれか（本人確認書類を除き、有効期間又は有効期限のある第4号及び第5号に掲げるものにあつては特定金属類取扱業者が提示又は送付を受ける日において有効なものに、その他のものにあつては領収日付の押印又は発行年月日の記載があるもので、その日が特定金属類取扱業者が提示又は送付を受ける日前6月以内のものに限る。以下「補完書類」という。）の提示を受け、又は当該本人確認書類若しくはその写し若しくは当該補完書類若しくはその写しの送付を受けるとともに、当該場所に宛てて取引関係文書を送付することができる。

(1) 国税又は地方税の領収証書又は納税証明書

送付を受けるとともに、当該書類に記載されている相手方の本店又は主たる事務所の所在地（当該書類に支店又は従たる事務所の所在地の記載があるときは、これらを含む。ウにおいて同じ。）に宛てて、取引関係文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

ウ 当該法人の代表者等から第17条第1項第2号又は第3号に規定する書類の写しの送付を受けるとともに、当該写しに記載されている相手方の本店又は主たる事務所の所在地に宛てて、取引関係文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

エ 当該法人の代表者等から電子証明書及び当該電子証明書により確認される電子署名が行われた特定金属類の取引に関する情報の送信を受ける方法

2 前項第1号イ、オ及びカ並びに第3号イ及びウに掲げる方法による取引関係文書の送付は、提示又は送付された書類又はその写しに記載されている相手方の住居又は本店若しくは主たる事務所（当該書類又はその写しに支店又は従たる事務所の記載があるときは、これらを含む。）において、特定金属類取扱業者又はその従業者が当該相手方に取引関係文書を交付することをもって代えることができる。

- (2) 所得税法（昭和40年法律第33号）第74条第2項に規定する社会保険料の領収証書
- (3) 公共料金（日本国内において供給される電気、ガス、水道水その他これらに準ずるものに係る料金をいう。）の領収証書
- (4) 当該相手方が自然人である場合にあっては、前各号に掲げるもののほか、官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該相手方又は取引の任に当たっている自然人の氏名及び住居の記載があるもの（公安委員会が指定するものを除く。）
- (5) 日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、本人確認書類のうち前項第1号アに掲げるものに準ずるもの（自然人の場合にあってはその氏名及び住居の記載のあるものに、法人の場合にあってはその名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるものに限る。）
3. 特定金属類取扱業者は、第1項第3号イからエまでに掲げる方法（同号イ及びウに掲げる場合にあっては、括弧書に規定する方法に限る。）により本人特定事項の確認を行う場合においては、取引関係文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付することに代えて、次の各号に掲げる方法のいずれかによることができる。
- (1) 当該本人確認書類若しくはその写し若しくは当該補完書類若しくはその写しに記載され、当該登記情報に記録され、又は番号利用法第39条第4項の規定により公表されている当該相手方の本店等に赴いて当該相手方の取引の任に当たっている自然人に取引関係文書を交付する方法（次号に規定する場合を除く。）
- (2) 当該相手方の本人確認書類若しくは補完書類又はその写しに記載されている当該相手方の本店等に赴いて当該相手方の取引の任に当たっている自然人に取引関係文書を交付する方法（当該本人確認書類若しくは補完書類又はその写しを用いて第2項の規定により当該相手方の現在の本店又は主たる事務所の所在地を確認した場合に限る。）
- (3) 当該相手方の本人確認書類若しくは補完書類又はその写しに記載されている当該相手方の営業所であると認められる場所に赴いて当該相手方の取引の任に当たっている自然人に取引関係文書を交付する方法（当該相手方の取引の任に当

たっている自然人から、当該本人確認書類若しくは補完書類の提示を受け、又は当該本人確認書類若しくはその写し若しくは当該補完書類若しくはその写しの送付を受ける場合に限る。）

(条例第14条第1項第1号に規定する公安委員会規則で定める外国人)

第15条 条例第14条第1項第1号の日本国内に住居を有しない外国人で公安委員会規則で定めるものは、日本国内に在留する外国人のうち、出入国管理及び難民認定法の規定により認められた在留又は上陸に係る旅券又は許可書に記載された期間(第23条第1項第19号において「在留期間等」という。)が90日を超えないと認められるものであって、その所持する旅券等の記載によって当該外国人のその属する国における住居を確認することができないものとする。

(住居に代わる確認事項)

第16条 条例第14条第1項第1号の公安委員会規則で定める事項は、国籍等及び旅券等の番号とする。

(取引の任に当たっている自然人の本人確認の方法)

第17条 条例第14条第2項の公安委員会規則で定める方法は、次に掲げるいずれかの方法とする。

- (1) 取引の任に当たっている自然人から当該自然人の写真付き本人確認書類の提示を受ける方法
- (2) 取引の任に当たっている自然人から、特定金属類取扱業者が提供するソフトウェアを使用して、当該自然人の特定本人確認用画像情報の送信を受ける方法
- (3) 取引の任に当たっている自然人から、特定金属類取扱業者が提供するソフトウェアを使用して、当該自然人の本人確認用画像情報の送信を受けるとともに、当

(住居の確認を要しない外国人)

第14条 条例第14条第1項第1号の日本国内に住居を有しない外国人で公安委員会規則で定めるものは、日本国内に在留する外国人であって、その属する国における住居の記載がない旅券等を提示したものとする。

(住居に代わる確認事項)

第15条 条例第14条第1項第1号の公安委員会規則で定める事項は、国籍及び旅券等の番号とする。

(代表者等の本人確認の方法)

第16条 条例第14条第2項の公安委員会規則で定める方法は、次に掲げるいずれかの方法とする。

- (1) 代表者等から次条第1項第1号ア若しくはウに掲げる書類又は第3号に規定する書類(同項第1号ウに掲げる書類にあつては、一を限り発行又は発給されたものに限る。)の提示を受ける方法
- (2) 代表者等から次条第1項第1号イからエまでに掲げる書類(同項第1号ウに掲げる書類にあつては、一を限り発行又は発給されたものを除く。)の提示を受けるとともに、当該書類に記載されている代表者等の住居に宛てて、取引関係文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法
- (3) 代表者等から、特定金属類取扱業者が提供するソフトウェアを使用して、特定本人確認用画像情報の送信を受ける方法
- (4) 代表者等から、特定金属類取扱業者が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報の送信を受けるとともに、当該代表者等の写真付き本人確認書類

該自然人の写真付き本人確認書類に組み込まれた半導体集積回路に記録された当該情報の送信を受ける方法

- (4) 取引の任に当たっている自然人から、番号利用法第2条第8項に規定するカード代替電磁的記録を構成する電磁的記録のうち、当該自然人の特定電磁的記録の送信を受けるとともに、当該特定電磁的記録が当該送信を行った当該自然人のものであることの確認を行う方法
- (5) 取引の任に当たっている自然人から、電子署名法第4条第1項に規定する認定を受けた者が発行し、かつ、その認定に係る業務の用に供する電子証明書及び当該電子証明書により確認される電子署名法第2条第1項の電子署名が行われた買受け等に関する情報の送信を受ける方法
- (6) 取引の任に当たっている自然人から、公的個人認証法第3条第6項又は第16条の2第6項の規定に基づき地方公共団体情報システム機構が発行した署名用電子証明書及び当該署名用電子証明書により確認される公的個人認証法第2条第1項の電子署名が行われた買受け等に関する情報の送信を受ける方法
- (7) 取引の任に当たっている自然人から、公的個人認証法第17条第1項第5号に掲げる内閣総理大臣及び総務大臣の認定を受けた者であって、同条第4項に規定する署名検証者である者が発行し、かつ、当該認定を受けた者が行う電子署名法第2条第3項に規定する特定認証業務の用に供する電子証明書及び当該電子証明書により確認される同条第1項の電子署名が行われた買受け等に関する情報の送信を受ける方法

(本人確認書類)

第18条 第14条第1項及び前条に規定する方法において、特定金属類取扱業者が提示又は送付を受ける書類(次項、第22条第1項及び第23条第1項において「本人確認書類」という。)は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類のいず

(氏名、住居、生年月日及び写真の情報が記録されている半導体集積回路が組み込まれたものに限る。)に組み込まれた半導体集積回路に記録された当該情報の送信を受ける方法

- (5) 代表者等から次条第1項第1号イ若しくはエに掲げる書類又は同項第3号に規定する書類(一を限り発行又は発給されたものを除く。)の送付を受けるとともに、当該書類に記載されている代表者等の住居に宛てて、取引関係文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法
- (6) 代表者等から次条第1項第1号又は第3号に規定する書類の写しの送付を受けるとともに、当該写しに記載されている代表者等の住居に宛てて、取引関係文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法
- (7) 特定事項伝達型本人限定受取郵便等により、代表者等に対して、取引関係文書を送付する方法

2 前項第2号、第5号又は第6号に掲げる方法による取引関係文書の送付は、提示又は送付された書類に記載されている代表者等の住居において、特定金属類取扱業者又はその従業者が当該代表者等に取引関係文書を交付することをもって代えることができる。

(本人確認書類)

第17条 第13条第1項及び前条第1項に規定する方法において、特定金属類取扱業者が提示又は送付を受ける書類(次項及び第20条において「本人確認書類」という。)は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類のいずれかとする。ただ

れかとする。ただし、第1号アに掲げる書類並びに有効期間又は有効期限のある第1号イ及び第2号イに掲げる書類並びに第3号に規定する書類にあっては特定金属類取扱業者が提示又は送付を受ける日において有効なものに、その他の書類にあっては特定金属類取扱業者が提示又は送付を受ける日前6月以内に作成されたものに限る。

(1) 自然人（第3号に規定する外国人を除く。） 次に掲げる書類のいずれか

ア 番号利用法第2条第7項に規定する個人番号カード（当該自然人の写真相が貼付付けられたものに限る。）、道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条第1項に規定する運転免許証若しくは同法第105条の2第1項に規定する運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る。）、出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第7条第1項に規定する特別永住者証明書、旅券等（当該自然人の氏名及び生年月日の記載があるものに限る。）、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳（当該自然人の写真相が貼付付けられたものに限る。）、療育手帳又は戦傷病者手帳（いずれも当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限る。）

イ アに掲げる書類のほか、官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があり、かつ、当該官公庁が当該自然人の写真相を貼付けたもの（一を限り発行又は発給されたものに限る。）

(2) 法人 次に掲げる書類のいずれか

ア・イ （略）

し、第1号アに掲げる書類並びに有効期間又は有効期限のある第1号ウ及びエ並びに第2号イに掲げる書類並びに第3号に規定する書類にあっては特定金属類取扱業者が提示又は送付を受ける日において有効なものに、その他の書類にあっては特定金属類取扱業者が提示又は送付を受ける日前6月以内に作成されたものに限る。

(1) 自然人（第3号に規定する外国人を除く。） 次に掲げる書類のいずれか

ア 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード、道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条第1項に規定する運転免許証若しくは同法第105条の2第1項に規定する運転経歴証明書、出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第7条第1項に規定する特別永住者証明書、旅券等、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳又は戦傷病者手帳（いずれも当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限る。）

イ 印鑑登録証明書、戸籍の附票の写し、住民票の写し又は住民票の記載事項証明書（地方公共団体の長の住民基本台帳の氏名、住所その他の事項を証する書類をいう。）

ウ ア及びイに掲げる書類のほか、官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があり、かつ、当該自然人の写真相があるもの

エ アからウまでに掲げる書類のほか、官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるもの

(2) 法人（外国に本店又は主たる事務所を有する法人を除く。） 次に掲げる書類のいずれか

ア・イ （略）

(3) 外国人(日本の国籍を有しない自然人をいい、日本国内に在留しているもの(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定(昭和35年条約第7号)第9条第1項又は日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定(昭和29年条約第12号)第3条第1項の規定により日本国内に入国し、在留しているものを除く。))を除く。) 第1号に規定する書類のほか、日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、第1号に規定する書類に準ずるものであって、その氏名、住居及び生年月日の記載があり、かつ、当該外国政府又は権限ある国際機関が当該相手方の写真を貼り付けたもの

2 特定金属類取扱業者は、第14条第1項第1号アからエまで又は第3号ア若しくはエ若しくは前条第1号から第4号までに掲げる方法により本人特定事項の確認を行う場合において、当該書類若しくはその写しに当該相手方若しくはその取引の任に当たっている自然人の現在の住居若しくは本店若しくは主たる事務所の所在地の記載がないとき又は当該書類に組み込まれた半導体集積回路若しくは特定電磁的記録に当該相手方若しくはその取引の任に当たっている自然人の現在の住居の情報の記録がないときは、当該相手方又はその取引の任に当たっている自然人から、当該記載がある当該相手方若しくはその取引の任に当たっている自然人の本人確認書類若しくは補完書類の提示を受け、又は当該本人確認書類若しくはその写し若しくは当該補完書類若しくはその写しの送付を受けることにより、当該相手方の現在の住居又は本店若しくは主たる事務所の所在地を確認することができる。この場合においては、第14条第1項の規定にかかわらず、同項第3号エに規定する取引関係文書は、当該本人確認書類若しくは当該補完書類又はその写しに記載されている当該相手方若しくはその取引に当たっている自然人の住居又は本店等に宛てて送付するものとする。

(3) 外国人(日本国内に在留している者(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定(昭和35年条約第7号)第9条第1項又は日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定(昭和29年条約第12号)第3条第1項の規定により日本国内に入国し、在留している者を除く。))及び外国に本店又は主たる事務所を有する法人 前2号に規定する書類のほか、日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、前2号に規定する書類に準ずるもの(自然人の場合にあってはその氏名、住居及び生年月日の記載があるものに、法人の場合にあってはその名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるものに限る。)

2 特定金属類取扱業者は、本人確認書類若しくはその写しに相手方若しくは代表者等の現在の住居若しくは本店若しくは主たる事務所の所在地の記載がないとき又は本人確認書類に組み込まれた半導体集積回路に相手方若しくは代表者等の現在の住居の情報の記録がないときは、当該相手方又は代表者等から次に掲げる書類(有効期間又は有効期限のある第5号及び第6号に掲げるものにあつては特定金属類取扱業者が提示又は送付を受ける日において有効なものに、その他のものにあつては領収日付の押印又は発行年月日の記載があり、その日が特定金属類取扱業者が提示又は送付を受ける日前6月以内のものに限る。第20条第9号において「補完書類」という。)のいずれかの提示若しくは送付又はその写しの送付を受けることにより当該本人確認書類又はその写しの内容を補い、本人確認を行うことができる。

- (1) 本人確認書類(現在の住居又は本店若しくは主たる事務所の所在地が記載されているものに限る。)
- (2) 国税又は地方税の領収証書又は納税証明書
- (3) 所得税法(昭和40年法律第33号)第74条第2項に規定する社会保険料の領収証書

(契約の締結の任に当たっている自然人を相手方とみなすもの)

第19条 条例第14条第3項の公安委員会規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1)～(5) (略)
- (6) 外国政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体及び我が国が加盟している国際機関
- (7) 前6号に掲げる者に準ずる者として公安委員会規則で定めるもの

(本人確認の義務を免除する特定金属類)

第20条 条例第14条第4項第2号の公安委員会規則で定める金額は、200円とする。

(条例第14条第4項第3号の公安委員会規則で定める場合)

第21条 条例第14条第4項第3号の公安委員会規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 過去に買受け等の相手方となったことがある者からの買受け等を行う場合であって当該買受け等に係る代金の支払をその者の預金又は貯金の口座への振込みにより行うとき。
- (2) 当該特定金属類取扱業者が特定金属類を自ら輸入するとき。

2 特定金属類取扱業者は、前項第1号に掲げる場合には、次の各号に掲げることのいずれかにより買受け等の相手方(第19条各号に規定するもの(以下この項及び第

(4) 公共料金(日本国内において供給される電気、ガス、水道水その他これらに準ずるものに係る料金をいう。)の領収証書

(5) 前各号に掲げるもののほか、官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該相手方又は代表者等の氏名及び住居の記載があるもの(自然人の場合に限る。)

(6) 日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、前各号に掲げるものに準ずるもの(自然人の場合にあってはその氏名及び住居の記載のあるものに、法人の場合にあってはその名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載のあるものに限る。)

(契約の締結の任に当たっている自然人を相手方とみなすもの)

第18条 条例第14条第3項の公安委員会規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1)～(5) (略)
- (6) 外国政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体、外国の中央銀行又は我が国が加盟している国際機関

(本人確認の義務を免除する特定金属類)

第19条 条例第14条第4項の公安委員会規則で定める金額は、200円とする。

23条第1項第16号において「国等」という。)である場合にあっては、その取引の任に当たっている自然人又は当該国等(人格のない社団又は財団を除く。)。以下この条において同じ。)が本人確認記録に記録されている買受け等の相手方と同一であることを確認するとともに、当該確認を行った取引に係る第25条第1号、第2号及び第7号に掲げる事項を記録し、当該記録を当該買受け等の行われた日から3年間保存するものとする。

- (1) 法人の職員であることを証する書類その他の買受け等の相手方が本人確認記録に記録されている買受け等の相手方と同一であることを示す書類その他の物の提示又は送付を受けること。
  - (2) 買受け等の相手方しか知り得ない事項その他の買受け等の相手方が本人確認記録に記録されている買受け等の相手方と同一であることを示す事項の申告を受けること。
- 3 前項の規定にかかわらず、特定金属類取扱業者は、買受け等の相手方又は取引の任に当たっている自然人と面識がある場合その他の買受け等の相手方が本人確認記録に記録されている買受け等の相手方と同一であることが明らかな場合は、当該相手方が本人確認記録に記録されている買受け等の相手方と同一であることを確認したものとすることができる。

(本人確認記録の作成方法)

第22条 条例第16条の公安委員会規則で定める方法は、次の各号に掲げる方法とする。

- (1) 本人確認記録を文書又は電磁的記録を用いて作成する方法

(本人確認記録の作成及び保存方法)

第20条 条例第16条の規定による本人確認記録の作成は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるものを文書、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下この条において同じ。)又はマイクロフィルム(第7号に掲げる場合にあっては、電磁的記録に限る。)を用いて作成する方法により行わなければならない。この場合において、作成した本人確認記録は、次条の取引記録と関連付けて保存しなければならない。

- (1) 第13条第1項第1号ア、第2号若しくは第3号ア又は第16条第1項第1号に掲げる方法により本人確認を行ったとき 当該提示を受けた本人確認書類の写し(第13条第1項第2号に掲げる方法による場合にあっては、国籍及び旅券等の番号が記載されている場合に限る。)

(2) 次のアからサまでに掲げる場合に応じ、それぞれ当該アからサまでに定めるもの（次項及び次条において「添付資料」という。）を文書又は電磁的記録（オに掲げる場合にあつては、電磁的記録に限る。）を用いて本人確認記録に添付する方法

ア 第14条第1項第1号ア又は第17条第1号に掲げる方法により本人特定事項の確認を行ったとき 当該本人確認書類の写し

イ 第14条第1項第1号イ又は第17条第2号に掲げる方法により本人特定事項の確認を行ったとき 当該特定本人確認用画像情報又はその写し

ウ 第14条第1項第1号ウ又は第17条第3号に掲げる方法により本人特定事項の確認を行ったとき 当該本人確認用画像情報並びに当該半導体集積回路に記録された氏名、住居、生年月日及び写真の情報又はその写し

エ 第14条第1項第1号エ又は第17条第4号に掲げる方法により本人特定事項の確認を行ったとき 当該特定電磁的記録又はその写し

オ 第14条第1項第1号オからキまで若しくは第3号オ又は第17条第5号から第7号に掲げる方法により本人特定事項の確認を行ったとき 当該方法により本人特定事項の確認を行ったことを証するに足りる電磁的記録

カ 第14条第1項第2号に掲げる方法により本人特定事項の確認を行ったとき 当該旅券等の写し

キ 第14条第1項第3号ア又はエに掲げる方法により本人特定事項の確認を行ったとき 当該本人確認書類又はその写し

ク 第14条第1項第3号イに掲げる方法により本人特定事項の確認を行ったとき 当該登記情報又はその写し

ケ 第14条第1項第3号ウに掲げる方法により本人特定事項の確認を行ったとき 当該公表事項又はその写し

コ 本人確認書類若しくは補完書類の提示又は本人確認書類若しくはその写し若しくは補完書類若しくはその写しの送付を受けることにより、第18条第2項の規定により買受け等の相手方若しくはその取引の任に当たっている自然人の現在の住居又は本店若しくは主たる事務所の所在地の確認を行ったとき 当該本人確認書類若しくは補完書類又はその写し

サ 本人確認書類若しくは補完書類の提示又は本人確認書類若しくはその写し

(2) 第13条第1項第1号イ又は第16条第1項第2号に掲げる方法により本人確認を行ったとき 当該提示を受けた本人確認書類の写し及び書留郵便等により転送不要郵便物等を送付したことを証するに足りる記録

若しくは補完書類若しくはその写しの送付を受けることにより、第14条第2項の規定により同項に規定する場所に宛てて取引関係文書を送付したとき又は同条第3項の規定により同項第3号に規定する場所に赴いて取引関係文書を交付したとき 当該本人確認書類若しくは補完書類又はその写し

- (3) 第13条第1項第1号ウ又は第16条第1項第3号に掲げる方法により本人確認を行ったとき 当該特定本人確認用画像情報又はその写し
- (4) 第13条第1項第1号エ又は第16条第1項第4号に掲げる方法により本人確認を行ったとき 当該本人確認用画像情報並びに当該半導体集積回路に記録された氏名、住居、生年月日及び写真の情報又はその写し
- (5) 第13条第1項第1号オ若しくはカ若しくは第3号イ若しくはウ又は第16条第1項第5号若しくは第6号に掲げる方法により本人確認を行ったとき 当該本人確認書類又はその写し及び書留郵便等により転送不要郵便物等を送付したことを証するに足りる記録
- (6) 第13条第1項第1号キ又は第16条第1項第7号に掲げる方法により本人確認を行ったとき 取引記録の作成に関し必要な事項の伝達を受けたことを証するに足りる記録又はその写し
- (7) 第13条第1項第1号ク又は第3号エに掲げる方法により本人確認を行ったとき 当該方法により本人特定事項の確認を行ったことを証するに足りる電磁的記録
- (8) 第13条第2項又は第16条第2項の規定により当該各項に規定する場所において取引関係文書を交付したとき 当該本人確認書類又はその写し及び取引関係文書を交付したことを証するに足りる記録
- (9) 第17条第2項の規定により補完書類の提示若しくは送付又はその写しの送付を受けることにより本人確認書類又はその写しの内容を補い、本人確認を行ったとき 当該本人確認書類及び補完書類又はその写し

2 前項第2号に掲げる方法において本人確認記録に添付した添付資料は、当該本人確認記録の一部とみなす。

(本人確認記録の記録事項)

第23条 条例第16条の公安委員会規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする

る。

- (1) 条例第14条第1項に規定する本人確認を行った者の氏名その他の当該者を特定するに足りる事項
- (2) 本人確認記録の作成者の氏名その他の当該者を特定するに足りる事項
- (3) 買受け等の相手方又は取引の任に当たっている自然人の本人特定事項の確認のために本人確認書類又は補完書類の提示を受けたときは、当該提示を受けた日付
- (4) 買受け等の相手方又は取引の任に当たっている自然人の本人特定事項の確認のために本人確認書類若しくは補完書類又はその写しの送付を受けたときは、当該送付を受けた日付
- (5) 買受け等の相手方又は取引の任に当たっている自然人の本人特定事項の確認のために特定電磁的記録の送信を受けるとともに、当該特定電磁的記録が当該送信を行った当該相手方又は当該取引の任に当たっている自然人のものであることの確認を行ったときは、当該送信を受けた日付
- (6) 第14条第1項第1号イに掲げる方法により買受け等の相手方又は取引の任に当たっている自然人の本人特定事項の確認を行ったときは、特定金属類取扱業者が特定本人確認用画像情報の送信を受けた日付
- (7) 第14条第1項第1号ウに掲げる方法により買受け等の相手方又は取引の任に当たっている自然人の本人特定事項の確認を行ったときは、特定金属類取扱業者が本人確認用画像情報の送信を受けた日付並びに半導体集積回路に記録された氏名、住居、生年月日及び写真の情報の送信を受けた日付
- (8) 第14条第1項第3号イからエまでに掲げる方法(同号イ及びウに掲げる場合にあっては、括弧書に規定する方法に限る。)により買受け等の相手方の本人特定事項の確認を行ったときは、特定金属類取扱業者が取引関係文書を送付した日付
- (9) 第14条第1項第3号イに規定する方法により買受け等の相手方の本人特定事項の確認を行ったときは、特定金属類取扱業者が登記情報の送信を受けた日付
- (10) 第14条第1項第3号ウに規定する方法により買受け等の相手方の本人特定事項の確認を行ったときは、特定金属類取扱業者が公表事項を確認した日付
- (11) 第14条第3項の規定により買受け等の相手方の本人特定事項の確認を行ったときは、同項に規定する交付を行った日付

- (12) 買受け等の相手方又は取引の任に当たっている自然人の本人特定事項の確認を行った方法
- (13) 買受け等の相手方又は取引の任に当たっている自然人の本人特定事項の確認のために本人確認書類又は補完書類の提示を受けたときは、当該本人確認書類又は補完書類の名称、記号番号その他の当該本人確認書類又は補完書類を特定するに足りる事項
- (14) 本人確認書類又は補完書類の提示を受けることにより第18条第2項の規定により買受け等の相手方又は取引の任に当たっている自然人の現在の住居又は本店若しくは主たる事務所の所在地の確認を行ったときは、当該本人確認書類又は補完書類の名称、記号番号その他の当該本人確認書類又は補完書類を特定するに足りる事項
- (15) 本人確認書類又は補完書類の提示を受けることにより、第14条第2項の規定により同項に規定する場所に宛てて取引関係文書を送付したとき又は同条第3項の規定により同項第3号に規定する場所に赴いて取引関係文書を交付したときは、営業所の名称、所在地その他の当該場所を特定するに足りる事項及び当該本人確認書類又は補完書類の名称、記号番号その他の当該本人確認書類又は補完書類を特定するに足りる事項
- (16) 買受け等の相手方の本人特定事項（買受け等の相手方が国等である場合にあっては、当該国等の名称、所在地その他の当該国等を特定するに足りる事項）
- (17) 取引の任に当たっている自然人による買受け等のときは、当該取引の任に当たっている自然人の本人特定事項
- (18) 買受け等の相手方が自己の氏名及び名称と異なる名義を取引に用いるときは、当該名義並びに買受け等の相手方が自己の氏名及び名称と異なる名義を用いる理由
- (19) 第15条の規定により在留期間等の確認を行ったときは、同条に規定する旅券又は許可書の名称、日付、記号番号その他の当該旅券又は許可書を特定するに足りる事項
- 2 特定金属類取扱業者は、添付資料を本人確認記録に添付するときは、前項各号に掲げるもののうち当該添付資料に記載がある事項については、同項の規定にかかわらず、本人確認記録に記録しないことができる。

3 特定金属類取扱業者は、第1項第16号から第19号までに掲げる事項に変更又は追加があることを知った場合は、当該変更又は追加に係る内容を本人確認記録に付記するものとし、既に本人確認記録又は添付資料に記録され、又は記載されている内容（過去に行われた当該変更又は追加に係る内容を除く。）を消去してはならない。この場合において、特定金属類取扱業者は、本人確認記録に付記することに代えて、変更又は追加に係る内容の記録を別途作成し、当該記録を本人確認記録と共に保存することとすることができる。

（取引記録の作成方法）

第24条 条例第17条第1項の公安委員会規則で定める方法は、文書又は電磁的記録を用いて作成する方法とする。

（取引記録の記録事項）

第25条 条例第17条第1項の公安委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 売買等の相手方の氏名又は名称

（取引記録の作成方法）

第21条 条例第17条の規定による取引記録の作成は、次に掲げるいずれかの方法により行わなければならない。

- (1) 条例第17条各号に掲げる事項を当該営業所における取引の順に記載することができる様式の書類に記載する方法
- (2) 買取明細書その他これに類する書類であって、条例第17条各号に掲げる事項を取引ごとに記載することができる様式のものに記載し、当該営業所における取引の順にとじ合わせる方法
- (3) 条例第17条各号に掲げる事項を電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）により記録する方法

（取引記録の保存方法）

第22条 条例第17条の規定による取引記録の保存は、次に掲げるいずれかの方法により行わなければならない。

- (1) 前条第1項第1号又は第2号に規定する書類を営業所に備え付ける方法
- (2) 前条第1項第3号の規定による記録を営業所において直ちに書面に表示することができるようにして保存する方法

（取引記録の記録事項）

第23条 条例第17条第7号の公安委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 売買等の相手方の本人確認を行った年月日

- (2) 売買等の日付及び時刻
- (3) 売買等に係る特定金属類の量
- (4) 売買等に係る特定金属類の特徴
- (5) 買受け等に係る特定金属類の価額
- (6) 買受け等に係る代金の支払方法
- (7) 第21条第1項第1号に掲げる場合にあつては、口座番号その他の当該口座を特定するために必要な事項

- (2) 売買等の相手方の本人確認を行った者の氏名その他の当該者を特定するに足りる事項
  - (3) 売買等の相手方の職業又は事業内容
  - (4) 代表者等による取引の場合は、代表者等の本人特定事項及び代表者等と売買等の相手方との関係
  - (5) 代表者等による取引の場合は、代表者等の本人確認を行った年月日
  - (6) 代表者等による取引の場合は、代表者等の本人確認を行った者の氏名その他の当該者を特定するに足りる事項
  - (7) 取引記録の作成年月日
  - (8) 取引記録を作成した者の氏名その他の当該者を特定するに足りる事項
  - (9) 相手方が第18条に規定するもの（以下この号において「国等」という。）である場合は、当該国等の名称、所在地その他の当該国等を特定するに足りる事項
2. 前項第1号及び第5号の本人確認を行った年月日とは、次の各号に掲げる方法に応じ、当該各号に定める年月日とする。
- (1) 第13条第1項第1号ア、第2号若しくは第3号ア又は第16条第1項第1号に掲げる方法 特定金属類取扱業者が当該提示を受けた日
  - (2) 第13条第1項第1号イ若しくはオからキまで若しくは第3号イ若しくはウ又は第16条第1項第2号若しくは第5号から第7号までに掲げる方法 取引関係文書が相手方又は代表者等に送達された日
  - (3) 第13条第1項第1号ウ又は第16条第1項第3号に掲げる方法 特定金属類取扱業者が特定本人確認用画像情報の送信を受けた日
  - (4) 第13条第1項第1号エ又は第16条第1項第4号に掲げる方法 特定金属類取扱業者が本人確認用画像情報の送信を受けた日並びに半導体集積回路に記録された氏名、住居、生年月日及び写真の情報の送信を受けた日
  - (5) 第13条第1項第1号ク又は第3号エに掲げる方法 特定金属類取扱業者が電子証明書の送信を受けた日
  - (6) 第13条第2項又は第16条第2項の規定により当該各項に規定する場所において取引関係文書を交付する方法 特定金属類取扱業者又はその従業者が取引関係文書を相手方又は代表者等に交付した日

(証票)

第26条 (略)

別記様式第1号その1(ア)(第8条関係)

受理年月日	年	月	日	受理番号
許可年月日	年	月	日	許可番号

特定金属類取扱業 許可申請書  
許可更新

第5条第1項の規定により 許可を申請します。  
茨城県特定金属類取扱業に関する条例 第6条第4項において 許可の更新  
明ける第5条第1項

年 月 日

茨城県公安委員会 殿

申請者の氏名又は名称及び住所

(フリガナ) 氏名 又は名称											
法人等の種別	1.株式会社	2.有限会社	3.合名会社	4.合資会社	5.その他法人	6.個人					
生年月日	西暦	昭和	平成	令和	年	月	日				
	0	3	4	5							
住 所	電話番号										
行商をしようとする者であるかどうかの別	1. する		2. しない								
種 別	1. 代表者		2. 法定代理人								
(フリガナ) 氏名 又は 法定代 理人											
生年月日	西暦	昭和	平成	令和	年	月	日				
	0	3	4	5							
住 所	電話番号										

許可番号(許可の更新申請の場合のみ記載)	第	□□□□□□□□□□	号
----------------------	---	------------	---

- 備考
- 1 最上段の細枠内には記載しないこと。
  - 2 不要の文字は、横線で消すこと。
  - 3 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。

(証票)

第24条 (略)

別記様式第1号その1(ア)(第7条関係)

受理年月日	年	月	日	受理番号
許可年月日	年	月	日	許可番号

特定金属類取扱業 許可申請書  
許可更新

第5条第1項の規定により 許可を申請します。  
茨城県特定金属類取扱業に関する条例 第6条第4項において 許可の更新  
明ける第5条第1項

年 月 日

茨城県公安委員会 殿

申請者の氏名又は名称及び住所

(フリガナ) 氏名 又は名称											
法人等の種別	1.株式会社	2.有限会社	3.合名会社	4.合資会社	5.その他法人	6.個人					
生年月日	西暦	昭和	平成	令和	年	月	日				
	0	3	4	5							
住 所	電話番号										
行商をしようとする者であるかどうかの別	1. する		2. しない								
種 別	1. 代表者		2. 法定代理人								
(フリガナ) 氏名 又は 法定代 理人											
生年月日	西暦	昭和	平成	令和	年	月	日				
	0	3	4	5							
住 所	電話番号										

許可番号(許可の更新申請の場合のみ記載)	第	□□□□□□□□□□	号
----------------------	---	------------	---

- 備考
- 1 最上段の細枠内には記載しないこと。
  - 2 不要の文字は、横線で消すこと。
  - 3 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。



別記様式第1号その2（第8条関係）

( / )

主たる(その他の)営業所	形態	1. 営業所	2. 行商の本拠となる事務所又は住所
	(フリカ`ナ)		
	名称		
所在地			
	電話番号		
営業所整理番号		所轄警察署	

その他の営業所	形態	1. 営業所	2. 行商の本拠となる事務所又は住所
	(フリカ`ナ)		
	名称		
所在地			
	電話番号		
営業所整理番号		所轄警察署	

その他の営業所	形態	1. 営業所	2. 行商の本拠となる事務所又は住所
	(フリカ`ナ)		
	名称		
所在地			
	電話番号		
営業所整理番号		所轄警察署	

その他の営業所	形態	1. 営業所	2. 行商の本拠となる事務所又は住所
	(フリカ`ナ)		
	名称		
所在地			
	電話番号		
営業所整理番号		所轄警察署	

- 備考
- 1 細枠内には記載しないこと。
  - 2 不要の文字は、横線で消すこと。
  - 3 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。

別記様式第1号その2（第7条関係）

( / )

主たる(その他の)営業所	形態	1. 営業所	2. 行商の本拠となる事務所又は住所
	(フリカ`ナ)		
	名称		
所在地			
	電話番号		
営業所整理番号		所轄警察署	

その他の営業所	形態	1. 営業所	2. 行商の本拠となる事務所又は住所
	(フリカ`ナ)		
	名称		
所在地			
	電話番号		
営業所整理番号		所轄警察署	

その他の営業所	形態	1. 営業所	2. 行商の本拠となる事務所又は住所
	(フリカ`ナ)		
	名称		
所在地			
	電話番号		
営業所整理番号		所轄警察署	

その他の営業所	形態	1. 営業所	2. 行商の本拠となる事務所又は住所
	(フリカ`ナ)		
	名称		
所在地			
	電話番号		
営業所整理番号		所轄警察署	

- 備考
- 1 細枠内には記載しないこと。
  - 2 不要の文字は、横線で消すこと。
  - 3 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。

別記様式第2号その1(ア)(第9条関係)

受理年月日	年	月	日	受理番号	
				許可番号	

変更届出書

茨城県特定金属類取扱業に関する条例第8条の規定により変更の届出をします。

茨城県公安委員会 殿  
 年 月 日  
 届出者の氏名又は名称及び住所

許可番号	
許可年月日	令和 年 月 日
(フリガナ) 氏名 又は名称	

変更事項

変更年月日	令和 年 月 日
(フリガナ) 氏名 又は名称	
法人等の種別	1. 株式会社 2. 有限会社 3. 合名会社 4. 合資会社 5. その他法人 6. 個人
住 所	電話番号
行商をする者であるかどうかの別	1. する 2. しない

変更区分	1. 変更：旧欄に記した人の届出事項を変更(新欄・旧欄ともに記載) 2. 交替：従前の代表者が退任するとともに、新たに代表者が就任(新欄・旧欄ともに記載)
変更年月日	令和 年 月 日
代 表 者	旧 (フリガナ) 氏名
	生年月日
	新 (フリガナ) 氏名
	生年月日
住 所	電話番号

備考 1 最上段の細枠内には記載しないこと。  
 2 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。

別記様式第2号その1(ア)(第8条関係)

受理年月日	年	月	日	受理番号	
				許可番号	

変更届出書

茨城県特定金属類取扱業に関する条例第8条の規定により変更の届出をします。

茨城県公安委員会 殿  
 年 月 日  
 届出者の氏名又は名称及び住所

許可番号	
許可年月日	令和 年 月 日
(フリガナ) 氏名 又は名称	

変更事項

変更年月日	令和 年 月 日
(フリガナ) 氏名 又は名称	
法人等の種別	1. 株式会社 2. 有限会社 3. 合名会社 4. 合資会社 5. その他法人 6. 個人
住 所	電話番号
行商をする者であるかどうかの別	1. する 2. しない

変更区分	1. 変更：旧欄に記した人の届出事項を変更(新欄・旧欄ともに記載) 2. 交替：従前の代表者が退任するとともに、新たに代表者が就任(新欄・旧欄ともに記載)
変更年月日	令和 年 月 日
代 表 者	旧 (フリガナ) 氏名
	生年月日
	新 (フリガナ) 氏名
	生年月日
住 所	電話番号

備考 1 最上段の細枠内には記載しないこと。  
 2 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。



( / )

許可番号	
許可年月日	令和 年 月 日
(フリガナ) 氏名 又は名称	

営業所に係る変更事項

変更区分	1. 新設：その他の営業所等を新設（「変更・廃止する営業所」欄を除く全項目に記載） 2. 変更：従前の届出事項を変更 3. 廃止：その他の営業所等を廃止（「営業所の変更年月日」欄に廃止日を記載）	
変更・廃止する営業所	種別	1. 主たる営業所 2. その他の営業所
	(フリガナ) 名称	
	所在地	
営業所整理番号		所轄警察署

変更年月日	令和 年 月 日	
形態	1. 営業所 2. 行商の本拠となる事務所又は住所	
(フリガナ) 名称		
所在地	電話番号	
営業所整理番号		所轄警察署

備考 1 細枠内には記載しないこと。  
2 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。

( / )

許可番号	
許可年月日	令和 年 月 日
(フリガナ) 氏名 又は名称	

営業所に係る変更事項

変更区分	1. 新設：その他の営業所等を新設（「変更・廃止する営業所」欄を除く全項目に記載） 2. 変更：従前の届出事項を変更 3. 廃止：その他の営業所等を廃止（「営業所の変更年月日」欄に廃止日を記載）	
変更・廃止する営業所	種別	1. 主たる営業所 2. その他の営業所
	(フリガナ) 名称	
	所在地	
営業所整理番号		所轄警察署

変更年月日	令和 年 月 日	
形態	1. 営業所 2. 行商の本拠となる事務所又は住所	
(フリガナ) 名称		
所在地	電話番号	
営業所整理番号		所轄警察署

備考 1 細枠内には記載しないこと。  
2 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。



別記様式第4号（第11条関係）

8.5

特定金属類取扱業行商の証明書  
特定金属類取扱業者の氏名又は名称

写真

営業所の名称

営業所の所在地

行商をする個人又は従業者の氏名

5.4

許可番号 茨城県公安委員会 第 号

- 備考 1 材質は、プラスチック又はこれと同程度以上の耐久性を有するものとする。
- 2 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 3 「写真」欄には、行商をする個人又は従業者の写真（縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を貼り付けること。

別記様式第4号（第10条関係）

8.5

特定金属類取扱業行商の証明書  
特定金属類取扱業者の氏名又は名称

写真

営業所の名称

営業所の所在地

行商をする個人又は従業者の氏名

5.4

許可番号 茨城県公安委員会 第 号

- 備考 1 材質は、プラスチック又はこれと同程度以上の耐久性を有するものとする。
- 2 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 3 「写真」欄には、行商をする個人又は従業者の写真（縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を貼り付けること。

別記様式第5号（第12条関係）

特定金属類取扱業の許可に関する標識	
氏名又は名称	
住所	
代表者の氏名	
許可番号	茨城県公安委員会 第 号
許可の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
営業所の名称	

- 注1 標識の寸法は、縦及び横それぞれ60センチメートル以上とする。  
 2 材質は、金属、プラスチック又はこれと同程度以上の硬度を有するものとする。  
 3 色は、白地に黒文字とする。

別記様式第5号（第11条関係）

特定金属類取扱業の許可に関する標識	
氏名又は名称	
住所	
代表者の氏名	
許可番号	茨城県公安委員会 第 号
許可の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
営業所の名称	

- 注1 標識の寸法は、縦及び横それぞれ60センチメートル以上とする。  
 2 材質は、金属、プラスチック又はこれと同程度以上の硬度を有するものとする。  
 3 色は、白地に黒文字とする。

別記様式第6号（第26条関係）

(表)

8.5

第 号

身 分 証 明 書

官 職

氏 名

写 真

年 月 日

茨 城 県 公 安 委 員 会

印

5.4

上記の者は、茨城県特定金属類取扱業に関する条例第20条第2項の規定による立入検査等に従事する警察職員であることを証明する。

(裏)

茨城県特定金属類取扱業に関する条例（抜粋）

(報告徴収及び立入検査)

第20条 略

2 警察職員は、この条例を施行するため必要があると認めるときは、営業時間中において、特定金属類取扱業者の営業所又は特定金属類の保管場所若しくは解体場所に立ち入り、特定金属類、本人確認記録、取引記録その他の物件を検査し、関係者に質問することができる。

3 前項の場合においては、警察職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

備考 1 図示の長さの単位は、センチメートルとする。  
 2 写真の大きさは、縦3センチメートル、横2.4センチメートルとする。

別記様式第6号（第24条関係）

(表)

8.5

第 号

身 分 証 明 書

官 職

氏 名

写 真

年 月 日

茨 城 県 公 安 委 員 会

印

5.4

上記の者は、茨城県特定金属類取扱業に関する条例第20条第2項の規定による立入検査等に従事する警察職員であることを証明する。

(裏)

茨城県特定金属類取扱業に関する条例（抜粋）

(報告徴収及び立入検査)

第20条 略

2 警察職員は、この条例を施行するため必要があると認めるときは、営業時間中において、特定金属類取扱業者の営業所又は特定金属類の保管場所若しくは解体場所に立ち入り、特定金属類、本人確認記録、取引記録その他の物件を検査し、関係者に質問することができる。

3 前項の場合においては、警察職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

備考 1 図示の長さの単位は、センチメートルとする。  
 2 写真の大きさは、縦3センチメートル、横2.4センチメートルとする。

